

別紙 1

「登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税について（平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331015 号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第 1 改正の趣旨</p> <p>平成 17 年度税制改正の要綱（平成 17 年 1 月 17 日閣議決定）において、「登録検査機関等の登録について、所要の措置を講じた上、登録免許税を課税する。」とされたことを踏まえ、登録免許税法の一部を改正し、登録教習機関等の登録に対して登録免許税が課されることとなったものである。</p> <p><u>（注）所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）により登録免許税法の一部が改正され、平成 18 年 4 月 1 日から、第一種作業環境測定士が作業環境測定機関の登録を受ける場合の税額が変更されたことを受け、本通達も一部改正されている。</u></p> <p>第 2 改正の内容</p> <p>1 登録教習機関等の登録に対して一件当たり 9 万円の登録免許税が課されること（登録免許税法第 2 条並びに別表第 1 第 83 号及び第 84 号関係）。</p> <p><u>ただし、平成 18 年 4 月 1 日以後に作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 7 条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと（登録免許税法第 2 条及び別表第 1 第 84 号(1)関係）。</u></p> <p><u>また、平成 18 年 4 月 1 日前に同法第 7 条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に対して一件当たり 3 万円の登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）附則第 61 条第 6 項関係）。</u></p> <p>2 登録免許税の課税に伴い、登録教習機関等（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関を除く。）の登録に対してこれまで徴収していた手</p>	<p>第 1 改正の趣旨</p> <p>平成 17 年度税制改正の要綱（平成 17 年 1 月 17 日閣議決定）において、「登録検査機関等の登録について、所要の措置を講じた上、登録免許税を課税する。」とされたことを踏まえ、登録免許税法の一部を改正し、登録教習機関等の登録に対して登録免許税が課されることとなったものである。</p> <p>第 2 改正の内容</p> <p>1 登録教習機関等の登録に対して一件当たり 9 万円の登録免許税が課されること（<u>改正法第 4 条による改正後の登録免許税法第 2 条並びに別表第 1 第 29 号の 12 及び 13 関係</u>）。</p> <p>2 登録免許税の課税に伴い、登録教習機関等（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関を除く。）の登録に対してこれまで徴収していた手</p>

数料が廃止されること(労働安全衛生法第 112 条及び作業環境測定法第 49 条関係)。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成 15 年法律第 102 号。以下「公益法人改革法」という。)附則第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等(作業環境測定機関を除く。)については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること(所得税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 21 号)附則第 14 条第 3 項及び第 5 項関係)。

第 3 登録免許税の課税に伴う事務処理について  
登録申請者は、これまでの手数料の納付に係る収入印紙に代えて、登録免許税の納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出することとなり、領収証書を確認することとするなど、登録に係る事務処理に変更があること。当該事務処理については、別に定めることとしたこと。

参考資料 別添 登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

(以下別添)

登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

平成 17 年 4 月 1 日から、 から までの登録について登録免許税が課税されることとなる。この場合における登録教習機関等の登録に係る登録免許税及び手数料の取扱い は、以下のとおりとなる。

登録教習機関(労働安全衛生法第 14 条、第 61 条第 1 項及び第 75 条第 3 項)の登録

現 行	改 正 後
手数料 16,700 (円)	登録免許税 90,000 (円)

登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関(労働安全

数料が廃止されること(改正法附則第 70 条及び 72 条による改正後の労働安全衛生法第 112 条及び作業環境測定法第 49 条関係)。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成 15 年法律第 102 号。以下「公益法人改革法」という。)附則第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること(改正法附則第 14 条第 3 項及び第 4 項関係)。

第 3 登録免許税の課税に伴う事務処理について  
登録申請者は、これまでの手数料の納付に係る収入印紙に代えて、登録免許税の納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出することとなり、領収証書を確認することとするなど、登録に係る事務処理に変更があること。当該事務処理については、別に定めることとしたこと。

参考資料 別添 登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

(以下別添)

登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

平成 17 年 4 月 1 日から、 から までの登録について登録免許税が課税されることとなる。この場合における登録教習機関等の登録に係る登録免許税及び手数料の取扱い は、以下のとおりとなる。

登録教習機関(労働安全衛生法第 14 条、第 61 条第 1 項及び第 75 条第 3 項)の登録

現 行	改 正 後
手数料 16,700 (円)	登録免許税 90,000 (円)

登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関(労働安全

<p>衛生法第 38 条第 1 項、第 41 条第 2 項、第 44 条第 1 項及び第 44 条の 2 第 1 項) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)</td> <td>手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)	<p>衛生法第 38 条第 1 項、第 41 条第 2 項、第 44 条第 1 項及び第 44 条の 2 第 1 項) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)</td> <td>手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)
現 行	改 正 後								
手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)								
現 行	改 正 後								
手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円)	手数料 36,300×事業所数 + 9,700 (円) + 登録免許税 90,000 (円)								
<p>登録講習機関 (作業環境測定法第 5 条及び第 44 条第 1 項) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 20,900 (円)</td> <td>登録免許税 90,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 20,900 (円)	登録免許税 90,000 (円)	<p>登録講習機関 (作業環境測定法第 5 条及び第 44 条第 1 項) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 20,900 (円)</td> <td>登録免許税 90,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 20,900 (円)	登録免許税 90,000 (円)
現 行	改 正 後								
手数料 20,900 (円)	登録免許税 90,000 (円)								
現 行	改 正 後								
手数料 20,900 (円)	登録免許税 90,000 (円)								
<p>作業環境測定機関 (作業環境測定法第 33 条) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 39,600 (円)</td> <td>登録免許税 90,000 (円) 平成 18 年 4 月 1 日 前に作業環境測定法第 7 条の第一種作業環境 測定士の登録を受けた 者が、登録を受ける場合 にあつては、30,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 39,600 (円)	登録免許税 90,000 (円) 平成 18 年 4 月 1 日 前に作業環境測定法第 7 条の第一種作業環境 測定士の登録を受けた 者が、登録を受ける場合 にあつては、30,000 (円)	<p>作業環境測定機関 (作業環境測定法第 33 条) の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 39,600 (円)</td> <td>登録免許税 90,000 (円)</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 後	手数料 39,600 (円)	登録免許税 90,000 (円)
現 行	改 正 後								
手数料 39,600 (円)	登録免許税 90,000 (円) 平成 18 年 4 月 1 日 前に作業環境測定法第 7 条の第一種作業環境 測定士の登録を受けた 者が、登録を受ける場合 にあつては、30,000 (円)								
現 行	改 正 後								
手数料 39,600 (円)	登録免許税 90,000 (円)								
<p>、及び については手数料が廃止されるが、については登録免許税と手数料が併課される。</p> <p>なお、 から までにおける登録の更新については、手数料のみを課す従来の取扱いに変更はない。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(法律第 102 号。以下「公益法人改革法」という。)により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等(作業環境測定機関を除く。)が公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新については、登録と同じ取扱いとなる。</p>	<p>、及び については手数料が廃止されるが、については登録免許税と手数料が併課される。</p> <p>なお、登録の更新については、手数料のみを課す従来の取扱いに変更はない。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(法律第 102 号。以下「公益法人改革法」という。)により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等が公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新については、登録と同じ取扱いとなる。</p>								